

第5次結城市総合計画実施計画策定及び行政評価シート

担当部署	部局名	保健福祉部
	課名	社会福祉課
	係名	障害福祉係
	記入者	電話(内線) 137

1. 事業の概要

(1) 事業種別 [新規又は継続]	新規	(2) 事務事業 の名称	軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業	(3) 事業の 優先度
(4) 総合計画での位置づけ		(6) 事業主体	市	
① 事業の区分	一般事業	(7) 予算・ 財源等 の種別	一般事業費(ソフト事業)	
② 施策コード	15205 (総合計画掲載 ^ハ - ^シ 59 ^ハ - ^シ)	会計区分	一般会計	
基本目標(政策)	1 ともに支えあい、安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)	財源区分	県補助	
基本施策	5 自分らしく暮らせる障害者福祉の充実[障害者(児)福祉]	予算科目	款 3 項 2 目 2	
施策	社会参加と自立支援の充実	予算書上の 事業名称	軽度・中等度難聴児補聴器購入支援費 (予算書 ^ハ - ^シ に掲載)	
施策内容	自分らしい暮らしを支えるサービスの充実			
(5) 事業期間	開始 平成 27 年 10 月から 終了 年 月まで (力年)	(8) 事務分類	自治事務	
		根拠法令	結城市軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業実施要項	

2. 事業の目的及び内容

(1) 対象(だれに対して・何に対して行うのか)	(3) めざす姿(意図・どのような状態になるのか)
軽度・中等度難聴児とその保護者 (18歳未満で聴力30dB以上70dB未満の児童)	補聴器購入の際の補助を行うことで、家計への負担を軽減し、対象児童の日常生活の利便性の向上及び言語取得、教育上における健全な発達を支援する。
(2) 手段(事業内容・どのようなことを行うのか)	
軽度・中等度の難聴を有する児童の保護者が補聴器を購入する際に一定額の補助を行う。(補聴器の種類、世帯の所得状況による上限額、支給制限有)	
予算根拠は 52,900円(県補助の対象となる基準額) × 5人 × 2個(両耳) × 1,048(消費税相当) × 2/3(市町村負担) = 369,594 ÷ 370,000 円 (所得制限及び自己負担は考えないものとする)	(4) 事業開始のきっかけや他市の状況など (※ 1-(8)事務分類が法定受託の場合は記入の必要なし) 茨城県において平成27年4月に補助金交付要綱が制定された。
(5) 事業をとりまく環境の変化(社会環境、市民ニーズ等)や市民・議会の要望、意見等とそれに対する対応	
・現在、結城市内小中学校に在学中の軽度・中等度難聴児は5人(このうち、補聴器を使用しているものは1名) ・平成27年4月1日時点で軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入助成事業に対する補助金交付を行っている都道府県は、41か所 ・茨城県内においてこの補助金を利用し、平成27年度中に児童の実施予定の市町村は18市町村(県西地域では筑西、下妻市は27年度から10月以降又は要項等の整備後に4月に遡り適用する場合もあれば、桜川市のように28年度から実施予定の市町村もある) ・平成27年度6月議会で一般質問あり、前向きな回答を行った。	

3. 事業コスト

行政評価		実績内容の評価		検討・改善		検討・改善内容を反映	
● 予算内訳	実績額(千円)	当初予算額(千円)		計画額・見込額(千円)			
事業内容	26 年度	27 年度		28 年度	29 年度	30 年度	
(1) 事業費	軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業						
合計							
(2) 財源	国庫支出金(千円)						
	県支出金(千円)						
	地方債(千円)						
	その他特定財源(千円)						
	一般財源(千円)						
合計	(千円)						
補助・起債制度名							

4. 指標の検証（活動指標・成果指標）

指標の名称			単位	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
(1) 活動指標（実施した事業の内容）								
指標名	軽度・中等度補聴器交付		目標値	件	0	10	10	10
			実績(見込)値		0			
指標名	補聴器購入者数(児童数)		目標値	人				
			実績(見込)値		0	5	5	5
			達成率		0.0 %	0.0 %		
5. 事業評価								

(1)平成26年度の行政評価結果をうけて、平成26年度に取り組んだ改革改善点があれば記載してください。

(2)項目別評価

評価項目・客観的評価				理由
必要性	事業の必要性			
妥当性	実施主体の妥当性			
	手段の妥当性			
効率性	コスト効率 人員効率			
公平性	受益者の偏り			
有効性	成果の向上			
進捗度	事業の進捗			

(3)総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください。

(4)対応策・提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか？

6. 事業の方向性判断

評価主体	27年度以降の事業の方向性	評価理由・根拠
(1)記入者評価 記入者が評価を行う	予定どおり要求	注)記入者は「5. 事業評価」を記載するため、この欄は未記入で結構です。
(2)一次評価 担当課長が評価を行う	予定どおり要求	障害児の幼少期における補聴器の使用は、将来に有益であるので購入に係る費用軽減助成制度は効果がある。
(3)最終評価 企画調整会議において評価を行う		上記評価のとおり。